

○拓殖大学における学術研究不正防止計画

平成20年6月23日

制定

拓殖大学（以下「本学」という。）における学術研究の不正を防止するため、拓殖大学研究倫理ガイドライン及び拓殖大学研究倫理・公的研究費運営管理規程第13条に基づき、次のとおり「拓殖大学における学術研究不正防止計画」（以下、「不正防止計画」という。）を定める。

1 研究者の責務

(1) 基本事項

- ① 研究者は、社会倫理を逸脱しないよう自らを強く律し、研究活動を遂行する。
- ② 研究者は、利益相反や責任相反の発生に十分注意を払い、研究活動を遂行すること。
- ③ 研究者は、研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- ④ 研究者は、研究を進めるにあたり、データのねつ造、改ざん、盗用などの不正な行為を行わないことはもとより、研究のため収集した資料・情報、データ等を5年間保存、保管しておくなど適切な取り扱いを徹底し、不正行為の発生を未然に防ぐよう環境整備を図ること。
- ⑤ 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究のため収集した資料等の開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示すること。
- ⑥ 研究者は、研究費の使用にあたって、本学諸規程及び研究費ごとの決められた条件や使用ルールなどを遵守すること。
- ⑦ 研究を指導する立場にある研究者は、研究活動に不正が起きないように指揮下にある研究活動、研究者の管理を適切に行うこと。

(2) 研究成果の適切な発表・オーサーシップの基準

- ① 研究者は、研究成果の公表に際して、データ根拠の信頼性や確保に十分留意し、公正かつ適切な引用を行うこと。
- ② 研究者は、学術論文の発表に際して、オーサーシップやすでに発表されている関連データの利用、著作権について、各研究組織、研究分野、学術誌ごとにある固有のルールを十分に尊重すること。
- ③ 研究者は、共同研究における成果の発表に際しては、それぞれの研究者の実質的貢献度を適切に反映させ、著者全員の了解のもとに行うこと。

2 適切な研究費の使用及び管理

- (1) 公的研究費の交付を受ける研究者（以下「研究者」という。）は、当該研究費の事務担当課〔学務課、研究支援課及び八王子学務課等（以下「事務担当課」という。）〕と十分連絡をとり、研究計画に従って研究費を使用する。
- (2) 事務担当課は、公的研究費に係わる取扱基準に従って研究費の使用を管理する。

3 物品等の納入及び検収

- (1) 研究者は、物品等の調達の担当課〔管財課及び八王子総務課（以下「調達担当課」という。）〕と連絡をとり、物品等が当該研究に十分活用されるよう、早期に調達の要請を行う。
- (2) 調達担当課は、研究者からの要請により、本学の調達規程により、適正に執行する。
- (3) 物品等の調達にあたっては、全て納品書を徴収し、仕様書等に基づく検収を行う。
- (4) 研究者の立替払いによる物品等の調達の場合は、事務担当課が検収を行う。

4 旅費の事実確認

- (1) 研究者は、当該研究に係る用務のための出張については事務担当課と十分連絡をとり、計画的かつ適正に行う。
- (2) 出張する者は、事前に出張命令書に研究計画書を添付し事務担当課に提出する。
- (3) 出張した者は、出張復命書に出張の事実を確認できる資料（当日の配布資料、航空券の半券等）を添付して、事務担当課に提出する。打合せなどで確認できる資料等がない場合は、その行程を明らかにし、相手方の所属・氏名を明記する。

5 謝金の事実確認

- (1) 当該研究におけるアルバイト等の研究の補助者等への謝金、報酬は、事実に基づいて支出する。
- (2) 研究者は、謝金、報酬の使用を必要とする場合は、事前に、実施者の業務内容、支払金額を記載した届出書を事務担当課に提出する。
- (3) アルバイト等に対する謝金、報酬を支出する際は、勤務の事実を確認できる出勤簿等を提出する。
- (4) 事務担当課は、人事課と連携を図り、提出された出勤簿等により厳正に事実確認する。

6 監査の実施

- (1) 公的研究費の適正な使用を確認するため、モニタリングすると共に、必要に応じ、研究期間内に内部監査室による監査を行う。
- (2) 当該研究期間終了後は、原則として3ヶ月以内に監査を実施する。

7 教職員等への不正防止の周知徹底と誓約書の提出

- (1) 学長は、本学研究倫理ガイドライン及び研究倫理・公的研究費運営管理規程等を周知徹底し、教職員の意識向上と不正防止を図る。
- (2) 事務担当課は、公的研究費の公募に係わる説明会等を通じ、公的研究費の適正な運営・管理について周知し、不正な使用の防止を図る。
- (3) 公的研究費に係わる教職員及び業者は、関係法令及び本学の取扱基準を遵守することを誓約し、誓約書を提出する。

8 不正防止計画の公表等

- (1) 学長は、この不正防止計画を公表する。
- (2) 学長は、文部科学省等からの通知及び他大学等における不正事例とその対応などを参考にして、随時、不正防止計画の点検と見直しを行う。
- (3) 本学における不正防止計画の推進部署は、学長事務室とする。

9 この不正防止計画は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この不正防止計画は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この不正防止計画は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この不正防止計画は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この不正防止計画は、平成31年3月1日から施行する。